

令和 5 年 6 月 11 日現在

機関番号：13903

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K00031

研究課題名（和文）西洋中世の正義論に関する研究

研究課題名（英文）Research on theories of justice in the Western Middle Ages

研究代表者

藤本 温 (Fujimoto, Tsumoru)

名古屋工業大学・工学（系）研究科（研究院）・教授

研究者番号：80332097

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000 円

研究成果の概要（和文）：正義とは「各人に各人の正しさを配する持続的で永続的な意志である」というウルピアヌスによる規定について、法学者アゾと神学者アキナスの解釈の異同を検討して、アキナスによる哲学的分析の特徴を明らかにした。正義に密接に関連する自然法についても、「自然法は、自然がすべての動物に教えたものである」という法学者ウルピアヌスの規定について、アキナスやアルベルトゥス・マグヌスといった神学者と、法学者たちによる解釈の特徴を見定めた。さらに、12世紀のサン・ヴィクトルのフーゴと、13世紀のアキナスによるリベラルアーツの考え方の分析を通じて、リベラルアーツと「正義」の関係について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「正義」という言葉は、現代社会においては多義的に使用されることが多く、曖昧な概念となっている。法学者の考える「正義」と哲学者や倫理学者が用いる「正義」という概念の間にずれが生じていることもある。本研究は、「正義」理解の多様性の原因の一つを西洋12-13世紀における大学成立の時期に遡って考察し、神学部と法学部という両学部での「正義」とその関連語の扱い方と傾向を概念分析的に検討して、その歴史的な位置づけを試みた。リベラルアーツが大学において学ばれ始めたのは西洋中世からであり、今日でもその重要性が指摘されるリベラルアーツとの関わりでも「正義」の位置づけを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The differences between Azo's and Aquinas' interpretations concerning Ulpian's stipulation that justice is "the perpetual and constant will to render to each one right," have been examined to clarify the characteristics of the philosophical analysis by Aquinas. The medieval jurists' interpretation of Ulpian's definition of justice applies to God as well as man, while Aquinas' interpretation does not, or at least not explicitly. In contrast to the medieval jurists' theories of justice, Aquinas stands out for posing the unique question "Is ius the object justice?". This study also addressed the theory of natural law, which is closely related to justice, and characterized the interpretations by Aquinas and Albert the Great regarding Ulpian's definition that "natural law is what nature has taught all animals." The meaning of "justice" in relation to the liberal arts, which began to be studied in universities in the Western Middle Ages, was also clarified.

研究分野：西洋哲学史

キーワード：正義 法 自然法 自由学芸

1. 研究開始当初の背景

“justice”、あるいはラテン語の“iustitia”についてはさまざまな理論や定義があり、その日本語訳として使用される「正義」の理解も多様である。現代社会においては「正義」という概念は多義的に、また私的に使用されている。さらに現代の法学者の考える「正義」と、哲学者や倫理学者の用いる「正義」という概念の間にもずれが生じていることがあると思われた。こうした問題意識から本研究は、この多様性の一つの原因を大学という制度が成立した西洋中世のスコラ学の中に見定めて、当時の法学者と神学者の「正義 iustitia」の扱いの違いに着目して、「正義」の概念分析的、歴史的研究を実施することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「正義」理解の多様性の一因を解明することであり、そのために、西洋12-13世紀の法学者と神学者による正義論の特徴と、両者の相互交流・非交流の実状に着目する。「正義」理解の多様性の問題は、「正義」を論じる今日の中世哲学研究者と中世法学研究者による相互交流の問題でもある。

中世の神学者たちは、正義を徳として理解して、思慮、勇気、節制という諸徳の他に、信仰、希望、愛といった対神徳について論じていた。法学者たちは、正義を徳として理解しているとしても、勇気や節制については神学者のように詳しく論じることはなく、かれらにとってはまさに正義や法が中心概念となる。本研究は、神学者と法学者の職務上のパースペクティブの差異から生じる二つの「正義」論を比較し、それぞれの特徴を法 自然法と実定法 との関わりから明らかにして、その歴史的な位置づけを試みることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、「正義」理解の多様性の一つの重要な要因として、大学の成立とその形成過程において、神学者と法学者によっていわば二通りの正義論が成立したという想定のもとに、それぞれの正義論の比較研究を行う。そのためには、当時の神学者と法学者の交流と非交流、影響関係の調査を行う必要がある。また、ius、lex、iustitia という正義論に関わる基本概念の相互関係の分析を行いながら、正義や自然法の代表的な定義を検討しなければならない。

(1)西洋の神学者（哲学者）と法学者はお互いの仕事をどのように評価して利用していたのか、また相互に批判していたのかを調査する。すなわち、神学者の側から、法学者の立場や法理解についてどのような言及がなされているか。法学者の側から、神学者の立場や法理解についてどのような言及がなされているのかを詳しく調査する。

(2)法学者による正義の定義の中でおそらく最もよく知られているのは、「正義とは各人に各人の正しさを配する持続的で永続的な意志である」というウルピアヌスの定義であり、これは今日の医療倫理における正義原則にもその影響力を見ることができる。この定義に関して、西洋中世の神学者（哲学者）と法学者による解釈の差異を明らかにする。

(3)上記の(2)と連動して、ius(正しさ)という概念を iustitia (正義)との関わりで明らかにする。神学者による ius 理解にアリストテレスの「ディカイオン」という概念の影響がどの程度あるのかに着目して、かつ、lex との関係性からもこの問題を分析する。

(4)自然法は正義と密接に関わる。自然法に関しては、ウルピアヌスの定義「自然法は、自然がすべての動物に教えたものである」をめぐって、法学者たちはウルピアヌスの定義に従うが、神学者ではアキナスを除いてはほとんど支持者がいない。この問題の多い定義についても、中世の神学者と法学者の理解の差異の検討が必要となる。

4. 研究成果

(1)論考「西洋13世紀の正義論 ius と lex から考える」『西洋中世の正義論 哲学史的意味と現代的意義』(2020年)において、ius、lex、iustitia という正義論に関わる基本概念について、またウルピアヌスによる「自然法は、自然がすべての動物に教えたものである」という規定について検討を行った。これは現代における正義概念の多様性や多義性の源を西洋中世に探る試みのひとつである。

中世の法学者は「正義は ius よりも先に存在した」とか「あらゆる ius はいわば或る泉としての正義から流れ出る」と語っていたが、神学者であるアルベルトゥス・マグヌスやトマス・アキナスは、どちらが先であるとか、一方が他方から出て来るという論じ方をしない。アルベルトゥスは、ius は行為され得る事柄の思考に関わり、lex は命令に基づく義務に関わるとし、トマスは、lex は「ius の或る理念」とであると言う。

自然法に関して、「自然法(ius naturale)は、自然がすべての動物に教えたものである」とい

うウルピアヌスの規定についてもトマスとアルベルトゥスの理解の差異を検討したが、法学者たちは神学者の解釈とはかなり異なる説明を提示しており、それは哲学的にも検討を要するものであり得るが、アルベルトゥスもトマスもそれらについて論じることはなかった。中世の時代にすでに、法学者と神学者、あるいは法学部と神学部の間で、正義や法についての理解の差異が生じていることを見定めた。神学者による正義論と法学者による正義論の両方に言及する研究はいくつかあるが、それらは国内外において孤立して研究されがちであり、この方面さらなる研究の進展のためには、中世の法学者と神学者による相互言及や批判についての調査と、現代の神学（哲学）研究者と法学者による共同研究の必要性を確認した。

(2)論考「ウルピアヌスによる正義の定義について トマス・アクィナスと中世の法学者たち」（『中世哲学研究』第41号、2022年）では、正義とは「各人に各人の正しさを配する持続的で永続的な意志である」というウルピアヌスの定義について、トマスの理解と、同時代ないし少し前の時代の法学者の理解を比較検討することを通じて、トマスが自覚しているか否かにかかわらず、トマスの見解が結果としてどのような解釈の可能性を取捨選択した理論になっているのかを明らかにした。また、(1)の研究の展開として、ius と iusitia の関係について、アゾとトマスの見解の差異や類似点も検討した。

ウルピアヌスによる正義の定義を、アゾは、また他の中世の法学者たちも、神について使用していたが、神学者であるトマスは、この定義をアリストテレス『ニコマコス倫理学』第5巻における正義の定義と関連付けて、人間の正義について使用しており、神にその定義を積極的に適用する態度は希薄である。また、ウルピアヌスの定義との関連で ius と iusitia を論じる時、トマスは「正義の素材としての ius や行為」を論じるが、法学者たちは「ius の素材としての正義」を論じる点にも差異が認められる。しかし、両者が「素材 materia」という概念を使用してその関係を論じる点では共通性が認められ、これは当時のラテン語世界での正義に関する議論の一つの傾向を示すものであろう。トマスは「素材」を「対象 obiectum」と言い換えて分析を進めており、「ius は正義の対象であるか」という、法学者たちとは異なる「問い」を立てて、自らのアリストテレス解釈にも関わる「素材」や「対象」という概念を用いて分析を行う点にトマスによる議論の特徴がある。法学者たちとトマスが、ius と正義について異なる思考を行っているように思われる一因には、ius という語が多義的であることがあり、かれらの間でその多義的な ius の異なる側面に焦点が当てられているからであると考えられる。

(3)西洋中世において「正義」は大学の神学部や法学部においてのみならず、学芸学部においても論じられた。学芸学部ではリベラルアーツが教授され、『ローマ法大全』が再発見される以前は、法学的内容はリベラルアーツの中の修辞学において扱われていた。本研究では、大学が成立する前段階の12世紀のサン・ヴィクトルのフーゴーによるリベラルアーツの考え方を論考「リベラルアーツとメカニカルアーツ」（『技術倫理研究』第18号、2021年）において考察し、フーゴーの思想における「正義」の考え方について確認した。この論考は西洋中世において「正義」が大学の神学部、法学部、学芸学部において論じられる少し前の時代の「学問分類」を、リベラルアーツとメカニカルアーツという二つのアーツの対比から考察して、フーゴーの学問論における倫理や「正義」の学びの順序を明らかにするものである。

『ディダスカリコン（学習論）』においてフーゴーは、学習ないし研究に必要とされることの一つとして「学修 disciplina」を挙げる。これは「賞賛に値する仕方生きながら、日々の行いを学知の理（ことわり）と結合すること」であり、学ぶ者の生き方や生のあり方の認識がそこでは求められる。「学修」がおろそかにならないように「最大限の注意」が必要である。フーゴーによると、わたしたちの日々の行い（徳）の学修は「実定的正義」に関わり、この実定的正義は「自然的正義」から生まれるものであり、そこには「正義」の徳が密接に関わることになる。

(4)先述の(3)では12世紀のリベラルアーツとメカニカルアーツを扱ったが、論考「西洋中世のリベラルアーツ 自由学芸について」（『工科系学生のための<リベラルアーツ>』2023年）では、主に13世紀の大学におけるリベラルアーツとメカニカルアーツの対比との関わりで「正義」や徳について考察した。そして、リベラルアーツないし教養とは、「多様な知や視点を求めようとする持続的で持続的な意志である」という規定を提案した。

トマス・アクィナスによるリベラルアーツやメカニカルアーツの考え方を、正義、勇気、節制、高邁等の倫理徳や、知恵、直知、技術、思慮などの知性的徳の分類の中で明らかにすると同時に、法学部、医学部、神学部、学芸学部といった大学制度の中での「アーツ」のもつ意味について紹介した。正義との関連では、法学においては「法は善と衡平の技（アルス）である」というケルスス(20)の言葉の中に「アルス（アーツ）」という語があるように、法学も実践的な「アーツ」に関わる学知である。しかし、哲学者が行うような概念分析への傾きは古代においても中世においても法学者においては希薄であると思われる。

以上の(3)(4)は、法学者と神学者の正義論の比較検討を行うことを目的とする本研究を進める中で、「学問分類」を「アーツ（アルス）」という概念を軸として再検討する必要が生じたことにより取り組んだものである。

(5)その他、本研究において探求された正義論の展開として、正義と「政治」との関わりや、自

然法と「万民法」の関わりの考察を手がけて、その一部は以下の口頭発表において論じられた。今後は、「万民法」や「政治」の方面にも考察の範囲を広げていきたい。

- ・「政治的「正しさ」「法」 西洋中世の神学者と法学者による
(第1回政治学的倫理学研究会、2021年09月20日、オンライン)
- ・西洋中世の *ius gentium* と *ius civile*」第2回倫理学的政治学研究会
(第2回政治学的倫理学研究会、2022年09月24日、オンライン)

(6)4年間の研究期間(2019-2022年度)の中で、正義論に関連する以下の論文の紹介記事を『中世哲学研究 VERITAS』に執筆した。

- ・Poblete, J.A: Translation or Alteration? Grosseteste's Latin Version of Aristotle's Account of Natural Justice (*Journal of the History of Philosophy*, volume 56, 2018, pp.601-627), 『中世哲学研究 VERITAS』第38号、2019年
- ・Angela McKay Knobel: Aquinas and Rights as Constraints(*The Thomist*, volume 82, 2018, pp. 37-57), 『中世哲学研究 VERITAS』第39号、2020年
- ・Poblete, J.A.: The Medieval Reception of Aristotle's Passage on Natural Justice: The Role of Grosseteste's Latin Translation of *Ethica Nicomachea*(*American Catholic Philosophical Quarterly*, volume 94, 2020, pp.211-238), 『中世哲学研究 VERITAS』第40号、2021年
- ・Turner, B.H: The Law of Nations as developing moral law: Two interpretations of *Ius Gentium* in the Thomistic Tradition(*The Thomist*, Volume 84, 2020, pp. 339-393), 『中世哲学研究 VERITAS』第41号、2022年

これらの論文紹介の執筆を通して、アリストテレス『ニコマコス倫理学』第5巻のラテン語訳の西洋中世における「正義」概念への影響、トマスの「*jus(right)*」概念が現代の「人権」概念のルーツであるか否かという問題、万民法と自然法の関わりの再検討の必要性等を確認した。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 藤本温	4. 巻 18
2. 論文標題 リベラル・アーツとメカニカル・アーツ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 技術倫理研究	6. 最初と最後の頁 27-44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 藤本温	4. 巻 41
2. 論文標題 ウルピアヌスによる正義の定義について トマス・アクィナスと中世の法学者たち	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中世哲学研究VERITAS	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 藤本温
2. 発表標題 「政治的」「正しさ」「法」 西洋中世の神学者と法学者による
3. 学会等名 第1回倫理的政治学研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤本温
2. 発表標題 西洋中世の ius gentium と ius civile
3. 学会等名 第2回倫理的政治学研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 伊藤 邦武、山内 志朗、中島 隆博、納富 信留編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 筑摩書房	5. 総ページ数 288
3. 書名 世界哲学史 4	

1. 著者名 山口 雅広、藤本 温編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 328
3. 書名 西洋中世の正義論	

1. 著者名 松尾 秀樹, Alexander A. Bodnar, Jay C. Stocker, 藤本 温	4. 発行年 2022年
2. 出版社 三修社	5. 総ページ数 68
3. 書名 Reading Insight	

1. 著者名 藤本温、上原直人編著	4. 発行年 2023年
2. 出版社 知泉書館	5. 総ページ数 208
3. 書名 工科系学生のための<リベラルアーツ>	

〔産業財産権〕

〔その他〕

論文紹介

- ・Poblete, J.A: Translation or Alteration? Grpsseteste's Latin Version of Aristotle's Account of Natural Justice (Journal of the History of Philosophy, volume 56, 2018, pp.601-627), 『中世哲学研究VERITAS』第38号、2019年
- ・Angela McKay Knobel: Aquinas and Rights as Constraints(The Thomist, volume 82, 2018, pp. 37-57), 『中世哲学研究VERITAS』第39号、2020年
- ・Poblete, J.A.: The Medieval Reception of Aristotle's Passage on Natural Justice: The Role of Grosseteste's Latin Translation of Ethica Nicomachea(American Catholic Philosophical Quarterly , volume 94, 2020, pp.211-238), 『中世哲学研究VERITAS』第40号、2021年
- ・Turner, B.H: The Law of Nations as developing moral law: Two interpretations of Ius Gentium in the Thomistic Tradition(The Thomist, Volume 84, 2020, pp. 339-393), 『中世哲学研究VERITAS』第41号、2022年

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------